

藤井寺市地球温暖化対策推進実行計画  
改定・策定業務

仕 様 書

藤井寺市

# 第1章 一般仕様書

## 第1節 業務の目的

本市は、平成31年2月に環境省の補助事業を活用し、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づく「藤井寺市地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）～EC02プランふじいでら～」を策定し、地球温暖化対策を推進してきた。

また、本計画は、令和4年4月に藤井寺市水道局が大阪広域水道企業団と統合されたことを受け、改定を行った。

しかし、国の「地球温暖化対策計画（令和3年10月）」に掲げられた我が国の2030年度の温室効果ガス排出削減目標については、大きく見直されており、2013年度比で約46%減が目標となった。これを受けて、温対法の改正が令和4年4月に施行され、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市町村においても、区域施策編の策定に努めることとされた。

これらを受け、温対法第21条に基づき、既に取り組んでいる本市が行う事務事業及び区域施策において、温室効果ガス排出量の削減目標を大幅に見直し、推進強化を図るため、新たに地球温暖化対策推進実行計画を策定することとする。

## 第2節 業務の概要

### (1) 業務の名称

藤井寺市地球温暖化対策推進実行計画改定・策定業務

### (2) 業務の期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。

### (3) 業務の流れ

	事務事業編	区域施策編
	基本的事項の検討・提案	
	現行計画の評価等	地球温暖化をめぐる動向調査 地域特性の把握（アンケート調査）
	温室効果ガス排出量の集計 （算定システム構築の検討・提案）	温室効果ガス排出量の調査・分析
	庁内委員会の参加・運営補助（1回）	策定委員会の参加・運営補助（1回）
令和6年度	実行計画の内容の検討・提案	削減方針・削減目標の検討・提案
		削減シナリオ（取組施策）の検討・提案
		重点施策の検討
		進行管理システムの検討・提案
		計画素案の作成
		パブリックコメントの実施支援
	計画書・概要版の作成	
	庁内委員会の参加・運営補助（1回）	策定委員会への参加・運営補助（2回）
	業務報告書の作成	

### **第3節 適用範囲**

本仕様書は、「藤井寺市地球温暖化対策推進実行計画改定・策定業務」に関する委託に適用する。

また、本委託業務の処理は、委託契約書に定めるもののほか、すべて本仕様書に基づいて行うものとする。本仕様書に明記のない事項であっても、環境省のマニュアル等に基づき委託業務処理に当然必要と認められる事項については、発注者の指示により、受託者の負担においてこれを処理するものとする。

### **第4節 受託者の義務**

受託者は、業務の意図及び目的を十分に理解して、最高の技術を発揮するよう努めると共に、本仕様書の記載事項及び業務内容に関して疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議・調整の上、業務を遂行するものとする。

### **第5節 機密の保持**

受託者は、本業務に関して知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

### **第6節 協議・打合せ**

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は発注者と必要に応じて協議・打合せを行う。

### **第7節 関係機関との協議**

受託者は、関係機関との協議を必要とするとき、又は、協議を求められた場合は、誠意を持ってこれに当たり、その内容については遅滞なく発注者に報告しなければならない。

### **第8節 関係法令の遵守**

受託者は、業務の実施に当たり、関係する法令規則、通知等を守らなければならない。

### **第9節 資料の貸与**

本業務の遂行上必要な資料の収集等は、原則として受託者が行うものであるが、発注者が所有し、業務に利用できる資料は、これを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成のうえ発注者に提出し、業務完了時に返却すること。

### **第10節 主任技術者**

受託者は、主任技術者をもって業務全般にわたる技術的管理を行わせるものとする。主任技術者は、過去に同種業務（地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）策定業務）に携わる者を選定すること。

またそれを証する書類を提出し、発注者の了承を経ること。

## 第11節 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、市の指定様式により、次の契約書類を提出するものとする。

- (1) 業務の着手時
  - ① 着手届
  - ② 主任技術者選任届（第10節の証明資料）
  - ③ 業務実施工程
  - ④ その他市が指定する書類
- (2) 業務の完了時
  - ① 業務完了届
  - ② その他市が指定する書類

## 第12節 検査及び引渡し

受託者は、業務完了時速やかに成果品を業務完了届とともに提出し、完了検査を受けなければならない。

## 第13節 瑕疵担保責任

業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果品の瑕疵が発見された場合は、速やかに訂正、措置を行うものとし、これに要した費用は受託者の負担とする。

## 第14節 成果品の提出

- (1) 受託者は、受託業務が完了したときは、遅滞なく次に掲げる資料をファイル形式（綴じこみ）で発注者に提出しなければならない。
- (2) 成果品の内容は次のとおり
  - ① 藤井寺市地球温暖化対策推進実行計画 5部
  - ② 藤井寺市地球温暖化対策推進実行計画概要版 5部
  - ③ ①の策定に係る必要資料 2部
  - ④ 策定委員会等の会議録 2部
  - ⑤ 上記に係る資料及び電子データ 1枚
  - ⑥ 温室効果ガス排出量算定システム（エクセル形式）及び取扱説明書 1式 ※  
※修正した場合に限る。
- (3) 成果品は、令和7年3月31日までに納品する。
- (4) 成果品の納入場所は、藤井寺市市民生活部環境衛生課環境・公害・飼犬登録担当とする。

## 第2章 特記仕様書（事務事業編）

### 第1節 基本事項の整理

(1) 基準年度・計画期間・目標等

実行計画は、2013年度の温室効果ガス排出量を基準とし、実行計画の期間・目標・措置の内容・その他計画の実施に関し必要な事項を提案するものとする。

(2) 対象施設等

実行計画が対象とする事業範囲は、藤井寺市の組織に係る事務事業及び施設を原則とする。

(3) 計画の対象となる温室効果ガス

実行計画において対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定する次の7種類のうち、藤井寺市の対象施設で排出している以下の温室効果ガスとする。

- ① 二酸化炭素
- ② メタン
- ③ 一酸化二窒素
- ④ ハイドロフルオロカーボン類
- ⑤ パーフルオロカーボン類
- ⑥ 六ふっ化硫黄

(4) 現行計画の評価

実行計画の取り組み成果を総合的に評価し、評価指標となる施設や設備、機器の使用状況の変化要因を検証し、温室効果ガス排出量の年次別目標達成の状況変化から要因を把握する。また、目標年度との比較を行う中で阻害要因を検討し、実行計画に反映させる。

### 第2節 温室効果ガス排出量算定等調査

各施設における活動量及び温室効果ガス排出量の計算について、本市は平成30年度において「温室効果ガス排出量算定システム」（以下「算定システム」という。）を構築している。

受託者は、現行の算定システムを必要に応じて改修すること。

また、改修した場合に応じて、併せて集計方法のフロー図、入力方法等の「温室効果ガス排出量算定システム取扱説明書」を提供するものとする。

なお、作成にあたっては、環境省が提供する「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）」の活用についても検討すること。

※システム構築にあたっては、次のとおりとすること。

- ① 各施設担当で容易に入力できる調査票であること。
- ② 入力された調査票を用い、容易に排出量総量を算定できること。
- ③ 次のアプリケーションで使用できるものとする。

・Microsoft Office Excel 2010, 2013, 2016, 2019, 2021

### 第3節 実行計画の内容の検討・提案

- ① 基本方針の検討・提案……本庁舎、各施設の実情も加味した内容であること。また、全施設に共通する取り組みを掲げるものとする。
- ② 具体的な取組項目の検討、提案
  - 1) 電気の使用に関する項目
  - 2) 公用車の使用に関する項目
  - 3) ガス、その他燃料に関する項目
  - 4) 間接的取り組みに関する項目（用紙、水道、廃棄物など）
  - 5) 施設・設備に関する項目（再生可能エネルギー導入、省エネルギー改修など）
- ③ 削減目標の検討、提案

本庁舎・各施設の活動量（電気、燃料等の消費量）に対する削減目標値の設定を検討、提案し、全施設の削減目標値の設定を行うこと。温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標の検討、提案

本庁舎・各施設の温室効果ガスの数量的な目標の検討、提案を行うこと。
- ④ 計画の推進体制・点検票の検討、提案

次年度以降の計画推進のための有効でかつ実効性のある推進体制を提案し作成すること。
- ⑤ 評価・公表の手続きの検討、提案

### 第4節 連絡会議（開催回数：2回予定）

計画策定に当たって開催する庁内会議（令和5年度：1回、令和6年度：1回程度）に出席し、会議資料を作成する。

また、市と協議の上、会議の運営及び議事進行に協力するほか、議事の発言順に会議の内容を記録した要点議事録を作成するものとする。

### 第5節 実行計画書及び概要版の作成

計画書及び上記の検討を踏まえ、計画書及び概要版を作成する。  
尚、区域施策編と統合するか発注者と要検討する。

### 第6節 業務報告書の作成

上記まで全てをとりまとめ、業務報告書を作成すること。  
令和5年度分についても同様とするが、資料は電子データとする。

## 第3章 特記仕様書（区域施策編）

### 第1節 基本的事項の検討・提案

- 計画策定の背景・目的・位置づけ
- 対象とする温室効果ガス
- 基準年度の設定
- 計画の期間・目標年度

### 第2節 地球温暖化をめぐる動向調査

昨今の地球温暖化に関するメカニズムや気候等に関する科学的知見、地球温暖化をめぐる国内外の動向等について、各種文献資料、インターネット等により情報収集を行う。

- 国内外の地球温暖化問題
- 温暖化の影響
- 温暖化防止への対策（国、大阪府等）

### 第3節 藤井寺市の地域特性の把握

藤井寺市の関連主要計画や、市民・市内事業者を対象としたアンケート等から藤井寺市の現況を把握し、取りまとめるとともに、今後の見通し等も勘案する。

なお、アンケート等の郵送料は受注者負担とする。

- アンケート対象者：市内在住の18歳以上の市民1,000人程度、市内事業者100社程度
- 自然的特性：地勢、気候、森林面積等
- 社会的特性：人口・世帯数、産業構造、交通動態等

### 第4節 温室効果ガス排出量の調査・分析

#### （1）温室効果ガス排出量の推計

温室効果ガス排出量の推計に当たっては、マニュアルにおいて示されている統計データを活用することとし、部門毎に推計する。

また、可能な限り固有のデータを活用し、地域特性が反映された温室効果ガス排出量の推計方法を確立することとし、以下の点に配慮して検討を行う。

- 今後の定期的な温室効果ガス排出量の把握が可能なように、推計に使用する統計データ等は継続的な利活用が可能なデータから選定する。
- 専門家による推計や不特定多数へのヒアリング調査の実施などの特殊な推計手法を必要とせず、普遍的な集計手法とする。
- 必要に応じて、国の「自治体排出量カルテ」を参照し、活用することを否定しない。

#### （2）再生可能エネルギーの現況推計及びポテンシャル調査

受託者は、区域内の再生可能エネルギーの導入状況や既存資料を基に把握し、今後の見通し等を確認する。また、再生可能エネルギーの技術動向や、環境省の再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）等を用いて、導入可能性（ポテンシャル量）を導き、温室効果ガス排出量削減効果や導入目標の指標検討を行う。

## 第5節 削減方針・削減目標の検討・提案

温室効果ガス排出量の将来推計に対して、最新の技術導入等を踏まえ、本市における削減方針、削減目標を検討・提案する。

- (1) 中期的（2030年度）削減方針及び削減目標の検討・提案
- (2) 長期的（2050年度）削減方針及び削減目標の検討・提案

## 第6節 削減シナリオ（取組施策）の検討・提案

受注者は、温室効果ガス削減目標達成に向け、市の特性に沿った効果的な対策・施策の提案並びに対策・施策の導入効果の算定及び評価を行い、整理すること。また、対策・施策総括表又はロードマップを作成するほか、わかりやすく、把握しやすい指標を作成すること。

- ① 市域及び市事業における再生可能エネルギーの利用促進に関する施策の立案
- ② 市域の事業者・住民及び市事業における温室効果ガス排出抑制等の活動促進に関する施策の立案
- ③ 公共交通機関、緑地保全その他の地域環境の整備および改善に関する施策の立案
- ④ 廃棄物等の発生抑制その他の循環型社会の形成に関する施策の立案
- ⑤ 防災・減災、健康被害対策などの視点から適応に関する施策の立案

## 第7節 重点施策の検討

受注者は、上記6節の中から本市の実情を踏まえた、特に取り組むべき重要施策を項目毎に検討・提案すること。

## 第8節 進行管理システムの検討

計画の実行力を担保するため、市民・事業者・行政の協働による推進体制、推進に向けた庁内体制、施策の実施スケジュール計画の進行管理の手法を検討、提案すること。

## 第9節 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案の作成

上記までの検討結果、市が指示する形態により計画素案を作成する。

- 地球温暖化対策実行計画素案の作成
- 素案作成後の策定委員会の検討結果を最終報告書として取りまとめる

## 第10節 パブリックコメントの実施支援

素案作成後に、パブリックコメントを実施する。受注者が行う業務は、①準備支援  
②意見の整理、③回答案の作成とする。

## 第11節 計画書及び概要版等報告書の作成

パブリックコメントの検討結果を、必要に応じて計画に反映させ、計画書及び概要版を作成する。



## **第12節 策定委員会（開催回数：3回予定）**

計画策定に当たって開催する策定委員会（令和5年度：1回、令和6年度：2回程度）の会議資料を作成する。

また、市と協議の上、会議の運営及び議事進行に協力するほか、議事の発言順に会議の内容を記録した要点議事録を作成するものとする。